

令和6年度香川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付方針

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

1 貸付人数 71人

2 貸付方法

- ① 各養成校の推薦（確定）枠を基準として、貸し付ける。
- ② 香川県介護福祉士修学資金等貸付事業要綱第3条の一のイの規定中の「家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者」の基準は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者とする。（別添「家庭の経済状況の基準」参照）
- ③ 東日本大震災の被災者については、学業優秀等の要件を問わず、特に配慮する。
- ④ 修学資金（5万円以内×24か月）、入学準備金（20万円以内）、就職準備金（20万円以内）に併せて国家試験受験対策費用（介護福祉士のみ一年度当たり4万円以内）の総額168万円以内を貸付申請の対象とする。
- ⑤ 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となる者は、④の総額168万円を上限に自己負担額の範囲において貸付を行う。

各校の貸付推薦枠（71人）

養成校名	学科	令和6年度 推薦枠	令和6年度 貸付上限額
四国医療福祉専門学校	介護福祉学科	16	26,880,000円
専門学校穴吹パティシエ 福祉カレッジ	介護福祉学科	32	53,760,000円
さぬき福祉専門学校	介護福祉学科	10	16,800,000円
四国学院大学専門学校	福祉学科	11	18,480,000円
他県養成校	専修学校（一般課程）及び 各種学校を除く	1	1,680,000円
社会福祉士	専修学校（一般課程）及び 各種学校を除く	1	1,680,000円
合計		71	—

（考え方）

- ・ 推薦枠は、各養成校の令和6年度入学者数（委託訓練生は除く）の7割とする。
- ・ 原則新入生対象であるが、経済状況等特殊事情のある2年生も対象とする。
- ・ 新規貸付上限額の範囲内であれば、一人当たりの貸付額を調整し、推薦枠以上の人数が申請することを可能とする。
- ・ 社会福祉士修学資金貸付上限額は168万円とする。

3 借入申請手続き

- ① 借入申込者は、入学後、応募期限までに、養成校へ下記書類を提出する。
なお、養成施設に入学時、年齢が45歳以上で、離職して2年以内の方の場合は、離職証明書を提出する。
- ② 養成校は、上記書類に「推薦状」(様式第2号)を併せて、香川県社会福祉協議会に6月30日までに提出する。
なお、養成校は書類取りまとめの際に、学生の記載事項を確認し、修正箇所や不備があれば対応する。
- ③ 申請書を受理後、審査結果により貸付決定書等を本人へ送付する。
- ④ 契約書の作成(7月、8月中)、修学資金振込(8月中を予定)とする。

<借入申請者の申請時必要書類>

【個人保証】

- ・介護福祉士修学資金等貸付申請書(様式第1号の①)
- ・介護福祉士国家試験受験意思確認書(様式第3号)
(※介護福祉士国家試験受験対策費用希望者のみ)
- ・借入申込者の住民票謄本(世帯全員)
- ・連帯保証人2人の収入を証明する書類(所得証明書等)
(※連帯保証人になっていない親権者の書類は未成年者のみ)
- ・在学証明書
- ・個人情報の取扱いに係る同意書
- ・離職証明書
(※養成校に入学時、年齢が45歳以上で、離職して2年以内の方のみ)

【法人保証】

- ・介護福祉士修学資金等貸付申請書(様式第1号の①)
- ・介護福祉士国家試験受験意思確認書(様式第3号)
(※介護福祉士国家試験受験対策費用希望者のみ)
- ・借入申込者の住民票謄本(世帯全員)
- ・在学証明書
- ・個人情報の取扱いに係る同意書
- ・連帯保証受入法人の履歴事項全部証明書 ※発行後3か月以内のもの
- ・定款・直近2か年の決算書(総括分のみ) ※写し可。ただし、原本証明したもの
- ・直近年度の法人税納税証明書(未納の税がないことの証明書) ※原本
- ・法人又は事業所のパンフレット等

<養成校の必要書類>

- ・推薦状(様式第2号)

4 生活費加算を希望する場合の対象者について

- ① 生活保護世帯の子及び生活保護世帯に準じた経済状況にあり知事が必要と認めた者を対象に、毎月、居住地・年齢区分に応じた額（生活費加算）を修学資金に加算する。
- ② 高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金を受給している者は、併願は可能であるが、併用して生活費加算を受給することはできない。原則として、給付型奨学金を優先とする。

【生活保護世帯の子の場合】

- ・生活保護受給証明書
- ・福祉事務所長の意見書

【生活費加算を希望する生活保護世帯に準ずる経済状況の者の場合】

○対象となる者の事例

市町村民税が非課税、市町村民税の減免、国民年金の掛金の減免、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予

- ・上記を証明する書類
- ・知事が必要と認めた書類

5 貸付要綱、貸付要領、各種様式 別添資料のとおり